

社会福祉連携推進法人セルフチェックリスト

(令和5年度)

I 法人運営	・・・・・・・・	I-1~20
II 業務	・・・・・・・・	II-1~ 2
III 管理	・・・・・・・・	III-1~ 8

社会福祉連携推進法人セルフチェックリストにおける略称

- ・ 連携推進法人：社会福祉連携推進法人
- ・ 一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・ 一般法人法規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）
- ・ 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- ・ 規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・ 認定等通知：社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 定款例：認定等通知別紙3「社会福祉連携推進法人定款例」
- ・ 会計省令：社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）
- ・ 運用上の取扱い：社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（令和3年11月12日付け社援発1112第2号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 留意事項：社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（令和3年11月12日付け社援基発1112第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

I 法人運営

1 定款

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
定款の必要事項の記載	<p>定款の必要的記載事項(一般法人法第11条第1項及び法第127条第5号)が事実と反するものとなっていないか。</p> <p>【一般法人法第11条第1項各号に掲げる事項】</p> <p>目的(第1号)、名称(第2号)、主たる事務所の所在地(第3号)、設立時社員の氏名又は名称及び住所(第4号)、社員の資格の得喪に関する規定(第5号)、公告方法(第6号)、事業年度(第7号)</p> <p>【法第127条第5号イからワに掲げる事項】</p> <p>イ 社員の議決権に関する事項</p> <p>ロ 役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)に関する事項</p> <p>ハ 代表理事を1人置く旨</p> <p>ニ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項</p> <p>ホ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項</p> <p>ヘ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法</p> <p>ト 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨</p> <p>チ 資産に関する事項</p> <p>リ 会計に関する事項</p> <p>ヌ 解散に関する事項</p> <p>ル 社会福祉連携推進目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨</p> <p>ヲ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨</p> <p>ワ 定款の変更に関する事項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第11条第1項、法第127条第5号	○	I-1-1

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
定款変更の 手続	<p>① 定款の変更が社員総会の特別決議を経て行われているか。 ※ 特別決議 総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成(一般法人法第49条第2項)をもって行われる議決</p> <p>② 定款の変更が認定所轄庁の認可を受けて行われているか(認定所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、認定所轄庁への届出が行われているか。) 【認定所轄庁の認可を要さず、届出で足りる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の所在地の変更 ・ 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更 ・ 公告の方法の変更 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第139条第1項、第3項、一般法人法第49条第2項第4号、規則第40条の13	○	I-1-2
定款の備置き・ 公表	<p>① 定款を事務所に備え置いているか。</p> <p>② 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。</p> <p>③ 公表している定款は直近のものであるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第14条第1項、第3項、法第144条により準用される法第59条の2第1項第1号、一般法人法規則第93条、規則第46条の16第1項	○	I-1-3
社会福祉連携 推進方針の必 須事項の記載	<p>社会福祉連携推進方針の記載事項(法第126条第2項)が事実と反するものとなっていないか。 【法第126条第2項に掲げる事項】 社員の氏名又は名称(第1号)、社会福祉連携推進業務を実施する区域(第2号)、社会福祉連携推進業務の内容(第3号) 【規則第39条第4項及び認定等通知第5の3(1)④に掲げる事項】 貸付対象社員の名称、貸付金額、貸付けの契約日、貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第126条第2項、規則第39条第4項、認定等通知第5の3(1)④	○	I-1-4

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
方針の変更手続	① 社会福祉連携推進方針の変更が社員総会の決議を経て行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第140条、認定等通知第5の8(1)	○	I-1-5
	② 社会福祉連携推進方針の変更が認定所轄庁の認定を受けて行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
方針の備置き・公表	① 社会福祉連携推進方針を事務所に備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第4の10(1)③、11(1)④、11(2)	○	I-1-6
	② 社会福祉連携推進方針をインターネットを利用して公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 公表している社会福祉連携推進方針は直近のものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

2 内部管理体制

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
体制の整備 前年度において損益計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える連携推進法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える連携推進法人は体制の整備が必須。 それ以外の法人は任意	① 内部管理体制が理事会で決定されているか。 【理事会での決定が必要な事項】 ア 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 イ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ウ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 エ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 オ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 カ オの職員の理事からの独立性に関する事項 キ 監事のオの職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 ク 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号ホ(1)、令第33条、規則第40条第6項	○	I-2-1

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
	ケ クの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 コ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 サ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ② 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

3 社員・社員総会

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
社員の構成	① 社員は参画できる者の範囲となっているか。 【社員の範囲】 ア 社会福祉法人 イ 社会福祉事業を営む法人 ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅介護支援事業や老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する有料老人ホームを営む事業等、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人 エ 介護福祉士養成施設や社会福祉士養成施設、保育士養成施設、初任者研修実施機関等、法第89条に規定する社会福祉事業等従事者を養成する機関(学校を含む)を営む法人 ② 法人でない者が社員となっていないか。 ③ 社員は2以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第2号、規則第40条第1項、認定等通知第3の2(1)②ア及びウ並びに③、法第128条第3号、法第127条第5号イ、規則第40条第2項、認定等通知第3の2(2)②	○	I-3-(1)-1
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
社員の資格 得喪	④ 社員の過半数が社会福祉法人となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑤ 地方公共団体が社員となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑥ 暴力団等が社員となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑦ 社員総会における議決権の配分が認定等通知の定め に反するものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	定款等において、社員の資格の得喪に関し、連携推進法人の 目的に照らして不当に差別的な取扱いをする条件その他不当 な条件を付していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第4号、 認定等通知第5の 4(4)	○	I-3-(1)-2
加入・退社	① 加入は、定数の定めるところにより、定款等に定める手続を経 て適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第11条 第1項第5号 一般法人法第28条、 認定等通知第4の12 (1)及び(2)	○	I-3-(1)-3
	② 退社(任意退社、法定退社、除名)は、法令等に定める手続 を経て適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第29条 及び第30条、認定等 通知第4の12(3)	○	
名簿の備置き	社員名簿を事務所に備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第31条 第1項、第32条第1 項、第2項第2号	○	I-3-(1)-4
会費	① 会費は、理事会の決議、社員総会の承認を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第27条、 認定等通知第4の	○	I-3-(1)-5
	② 会費は、定款等に定めるところに徴収しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3(2)	○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
招集	① 社員総会の招集通知を期限(社員総会の1週間前(中7日間))までに社員に発しているか。 招集通知は書面又は電磁的方法によりなされているか。 書面又は電磁的による議決権を行使することができる旨を定めた場合には、2週間前(中14日間)までに通知を発しているか。 電磁的方法による場合には社員の承諾を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第38条 第39条、一般法人 法規則第4条 一般法人法第40条、 一般法人法第36条	○	I-3-(2)-1
	② 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 【招集通知に記載しなければならない事項】 ア 社員総会の日時及び場所 イ 社員総会の目的である事項がある場合は当該事項 ウ 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 エ 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 オ アからエのほか、次の事項(一般法人法規則第4条) (ア) 書面による議決権行使又は電磁的方法による議決権行使ができることを定めた場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項 (イ) 書面による議決権行使又は電磁的方法による議決権行使ができることを定めた場合には、議決権行使の期限(社員総会の招集通知を発出した日から2週間を経過した日以降に限る。) (ウ) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定める場合には、その事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
決議	(エ) 次の事項が社員総会の目的である場合は、当該事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨。) <ul style="list-style-type: none"> ・役員等の選任 ・役員等の報酬等 ・事業の全部の譲渡 ・定款の変更 ・合併 						
	③ 定時社員総会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	① 決議に必要な数の社員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第49条第1項及び第2項、第50条第1項及び第3項、第51条第1項、第52条第1項、一般法人法第58条第1項、第59条	○	I-3-(2)-2
	② 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 【定款に定める事項の他、社員総会の決議が必要な事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の除名 ・ 社員総会提出資料の調査者の選任 ・ 理事、監事、会計監査人の選任 ・ 理事、監事、会計監査人の解任 ・ 役員等の責任の一部免除 ・ 計算書類の承認 ・ 基金の返還 ・ 定款の返還 ・ 事業の全部の譲渡 ・ 解散、継続の決議 ・ 清算人の選任 ・ 清算人の解任 ・ 残余財産の帰属先の決定 ・ 役員報酬等基準の承認 ・ 社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費等の用途及び金額 ・ 社会福祉連携推進方針の策定 ・ 社会福祉連携推進方針の変更 ・ 貸付けに係る合意内容の承認 						
	③ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	④ 代理人による議決権の行使又は書面若しくは電磁的方法による議決権行使が行われている場合、その証拠書類を徴取しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑤ 社員総会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や社員総会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、社員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	① 一般法人法規則に定めるところにより、議事録を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第57条第1項から第3項まで、	○	I-3-(2)-3
	② 議事録を連携推進法人の事務所に法定の期間備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法規則第11条、	○	
	③ 代理人による議決権の行使又は書面若しくは電磁的方法による議決権行使が行われている場合、その証拠書類を備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第58条第2項、第50条第5項、第51条第3項、第52条第4項	○	
	④ 社員総会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、同意の書面又は電磁的記録を連携推進法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン	
		はい	いいえ	非該当				
決算手続	① 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第138条第2項により準用される一般法人法第124条第1項、規則第40条第7項、一般法人法第126条第2項、127条、規則第40条の11第1項により準用される規則第2条の40、一般法人法規則第48条	○	I-3-(2)-4	
	② 会計監査人設置連携推進法人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	③ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	④ 会計監査人設置連携推進法人以外の連携推進法人は、計算書類及び財産目録について、定時社員総会の承認を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	⑤ 会計監査人設置連携推進法人は、計算書類及び財産目録を定時社員総会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○

4 理事

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
定数	① 定款に定める員数が選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号口(1)、	○	I-4-(1)-1
	② 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第143条第1項により準用される法第45条の7	○	
	③ 欠員が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
選任・解任	社員総会の決議により選任又は解任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第63条第1項、第70条第1項	○	I-4-(2)-1
適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第128条第1号、令第34条	○	I-4-(3)-1
	② 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 【各理事と特殊関係にある者の範囲】 ア 配偶者 イ 三親等以内の親族 ウ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 エ 当該理事の使用人 オ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 カ エ及びオに掲げる者の配偶者 キ ウからオまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号口(2)、規則第40条第3項 認定等通知第3の3(1)②エ、カ	○	
	③ 監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	④ 同一法人出身の理事は、総数の3分の1までとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

⑤ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
⑥ 社会福祉連携推進業務について識見を有する者が選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号ロ(4)、規則第40条第5項	○	I-4-(3)-2
⑦ 社会福祉連携推進業務を実施する区域における福祉サービスに関する実情に通じている者が選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
代表理事	① 理事会の決議で代表理事を選定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第90条第2項及び第3項 法第142条 一般法人法第91条第1項	○ ○ ○	I-4-(4)-1
	② 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 代表理事の選定及び解職は認定所轄庁の認可を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

5 監事

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
定数	① 定款に定める員数が選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号ロ(1) 法第143条により準用される法第45条の7	○ ○ ○	I-5-(1)-1
	② 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 欠員が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
選任・解任	① 社員総会の決議により選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第63条第1項	○	I-5-(2)-1
	② 社員総会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第72条第1項、 一般法人法第70条、 第49条第2項第2号	○	
	③ 監事の解任は社員総会の特別決議によっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第128条第1号、 令第34条	○	I-5-(2)-2
	② 理事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第3の4(2)④⑤	○	
	③ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号口(3)、規則第40条第4項 認定等通知第3の4(2)⑥	○	
	④ 監事のうちに、同一法人出身者が含まれていないか。また、理事との同一法人出身者は1人までとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑤ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑥ 財務管理について識見を有する者が含まれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号口(4)、規則第40条第5項	○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
職務・義務	① 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第99条第1項 法第138条第2項により準用される一般法人法第124条第1項 規則第40条の第11第2項により準用される規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで	○	I-5-(3)-1
	② 理事会への出席義務を履行しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第100条から第102条まで	○	

6 理事会

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
開催手続き	① 権限を有する者が招集しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第93条 第1項、第94条第 1項及び第2項	○	I-6-(1)-1
	② 各理事及び各監事に対して、期限(理事会の1週間前(中7日間))までに召集の通知をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
決議	① 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第95条 第1項及び第2項、 第96条、第97条	○	I-6-(1)-2
	② 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 【理事会の要議決事項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の日時及び場所並びに議題・議案等の決定 ・ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 ・ 重要な財産の処分及び譲受け ・ 多額の借財 ・ 重要な使用人の選任及び解任 ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 						

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
権限の委任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理体制の整備 (一定規模を超える連携推進法人のみ) ・ 定款の定め及び理事会決議に基づく役員等の責任の一部免除 ・ 競業及び利益相反取引 ・ 補償契約の内容の決定 ・ 役員等のために締結される保険契約の内容の決定 ・ 計算書類及び事業報告等の承認 ・ 貸付けを受けた社員における重要事項に係る決定の承認 ・ その他重要な業務執行の決定 						
	③ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	④ 決議の省略は、理事全員の同意等により行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	① 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 【理事に委任することができない事項】 ア 重要な財産の処分及び譲受け イ 多額の借財 ウ 重要な使用人の選任及び解任 エ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 オ 内部管理体制の整備 カ 役員等の損害賠償責任の一部免除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第90条 第4項	○	I-6-(1)-3
	② 理事に委任される範囲が明確になっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
職務執行状況 の報告	実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第91条 第2項	○	I-6-(1)-4

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
記録	① 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第95条 第3項及び第4項 一般法人法第97条 第1項	○	I-6-(2)-1
	② 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
債権債務	借入(多額の借財に限る)は、理事会の決議を受けて行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第90条 第4項第2号	○	I-6-(3)-1

7 会計監査人

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン	
		はい	いいえ	非該当				
前年度において損益計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える連携推進法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える連携推進法人は体制の整備が必須。 それ以外の法人は任意	① 一定の規模を超える連携推進法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第60条第2項、 法第127条第5号 ホ(2)、 令第33条	○	I-7-1	
	② 会計監査人の設置を定款に定めた連携推進法人が、会計監査人を設置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	③ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	④ 社員総会の決議により適切に委任等がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第63条第1項、 一般法人法第73条、 認定等通知第3の5(2)⑤	○	I-7-2	
	⑤ 役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			
	⑥ 省令に定めるところにより、会計監査報告を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第107条第1項、 法第127条第5号 ホ(2)及び規則第40条第7項第1号及び第3号、 規則第40条の11第2項により準用される規則第2条の30並びに規則2条の32第1項	○	I-7-3	
	⑦ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			

8 社会福祉連携推進評議会

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
選任	① 認定等通知及び定款に定める員数が選任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第3の6(2)③	○	I-8-(1)-1
	② 社員総会の決議により選任又は解任されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号へ、認定等通知第3の6(2)②	○	I-8-(1)-2
	③ 社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者が含まれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号へ(1)、認定等通知第3の6(2)①	○	I-8-(1)-3
招集・運営	① 毎年度1回以上開催しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第4の6(1)(2)、認定等通知第3の6(2)⑦	○	I-8-(2)-1
	② 理事会の決議に基づき代表理事が招集しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第5号へ(3)、第136条第1項	○	I-8-(2)-2
	③ 認定等通知に定めているところにより業務評価が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第3の6(2)⑥	○	I-8-(2)-3
	④ 社会福祉連携推進評議会による業務評価の結果が公表されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第3の6(2)⑧	○	I-8-(2)-3
議事録作成	認定等通知に定めるところにより議事録を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第3の6(2)⑧	○	I-8-(2)-3
社員総会への報告	① 社会福祉連携推進評議会による意見の内容並びに社会福祉連携推進評議会による意見具申及び業務評価に係る議事の内容を社員総会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定等通知第4の6(4)	○	I-8-(2)-4

9 理事、監事及び会計監査人の報酬

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
理事の報酬等の額	理事の報酬等の額が定款又は社員総会の決議によって定められているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第89条	○	I-9-(1)-1
監事の報酬等の額	① 監事の報酬等が定款又は社員総会の決議によって定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第105条第1項及び第2項	○	I-9-(1)-2
	② 定款又は社員総会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
会計監査人の報酬等	会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第110条	○	I-9-(1)-3
報酬等支給基準	理事及び監事に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、社員総会の承認を受けているか。 【支給基準の内容】 ア 役員の勤務形態に応じた報酬等の区分 イ 報酬等の金額の算定方法 ウ 支給の方法 エ 支給の形態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第138条により準用される法第45条の35第1項、第2項、規則第40条の11第1項により準用される規則第2条の42	○	I-9-(2)-1

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
報酬等支給 基準の公表	理事及び監事に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第144条により準用される法第59条の2第1項第2号、規則第40条の16	○	I-9-(2)-1
報酬の支給	役員の報酬等が定款又は社員総会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第89条、一般法人法第105条第1項、法第138条により準用される法第45条の35第3項、規則第40条の11第1項により準用される規則第2条の42	○	I-9-(3)-1
報酬等の総額 の公表	理事及び監事の区分毎の報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第144条により準用される法第59条の2第1項第3号、規則第40条の12、規則第40条の16第1項	○	I-9-(4)-1

II 業務

1 社会福祉連携推進業務及びその他業務

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン	
		はい	いいえ	非該当				
業務の実施	① 社会福祉連携推進方針に定めている業務が実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第126条第2項第3号、認定等通知第5の3(1)③	○	II-1-1	
	② 社会福祉連携推進方針に定めていない業務が実施されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○
	③ 業務が関係法令に抵触していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
主たる業務	社会福祉連携推進業務が連携推進法人の主たる業務となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第127条第1号、認定等通知第5の4(1)	○	II-1-2	
地域福祉支援業務	実施する地域福祉支援業務が、認定等通知の定めに関する内容となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第1号、認定等通知第2の2	○	II-1-3	
災害時支援業務	実施する災害時支援業務が、認定等通知の定めに関する内容となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第2号、認定等通知第2の3	○	II-1-4	
経営支援業務	実施する経営支援業務が、認定等通知の定めに関する内容となっていないか。また、関係法令に抵触していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第3号、認定等通知第2の4	○	II-1-5	
貸付業務	① 実施する貸付業務が、法令及び認定等通知に定める手続により行われるとともに適正に管理されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第4号、認定等通知第2の5、認定等通知別紙1、法第127条第5号ト	○	II-1-6	
	② 貸付対象社員の予算等の重要事項について、理事会で承認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
人材確保等 業務	① 実施する人材確保等業務が、認定等通知の定めに対する内容となっていないか。また、関係法令に抵触していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第5号、 認定等通知第2の6、 別紙2の1	○	II-1-7
	② 委託募集を実施する場合、届出が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第134条第2項	○	
物資等供給 業務	実施する物資等供給業務が、認定等通知の定めに対する内容となっていないか。また、関係法令に抵触していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第125条第6号、 認定等通知第2の7	○	II-1-8
その他業務	① 実施するその他業務は、社会福祉連携推進業務に関連する業務となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第132条第3項及び 第4項、認定等通知 第2の8	○	II-1-9
	② その他の業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第137条第4号、規 則第40条の10第2項、 認定等通知第4の7	○	
	③ その他業務が社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)④	○	
	④ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業を実施していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑤ その他業務の内容が連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないか。また、投機的なものでないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑥ その他業務で得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

Ⅲ 管理

1 人事管理

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
人事管理	① 重要な使用人の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第90条 第4項第3号	○	Ⅲ-1-1
	② 職員の任免は適正な手続きにより行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

2 資産管理

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
財産管理	① 社会福祉連携推進目的事業財産の使用状況が使用目的等と整合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第137条、規則第40条の10、認定等通知第4の7、認定等通知第4の4(5)	○	Ⅲ-2-(1)-1
	② 保有する財産の管理運用に当たって、安全・確実な方法で行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 株式の取得は適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
基金	① 基金を引き受ける者の募集をする場合に、必要事項を定款で定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第131条、第133条第1項、第134条第2項、第135条	○	Ⅲ-2-(2)-1
	② 基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、必要な事項を通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
基金の返還	③ 申込者に対して割り当てる基金の額を通知しているか、又は基金の総額を引き受けた者と契約を締結しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第141条 第1項、第2項	○	Ⅲ-2-(2)-2
	① 返還は、社員総会の決議により行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	② 返還の総額を限度として返還が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

3 会計管理

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
規程・体制	① 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項1の(3)	○	Ⅲ-3-(2)-1
	② 経理規程が遵守されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項1の(1)、(2)	○	Ⅲ-3-(2)-2
	④ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
会計処理	会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第16条第2項、運用上の取扱い3、4、留意事項4	○	Ⅲ-3-(3)-1
計算書類	作成すべき以下の計算書類が作成されているか。				会計省令第10条	○	Ⅲ-3-(3)-2
	第1号様式 貸借対照表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第1様式 損益計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第2様式 損益計算書内訳表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
貸借対照表	① 計算書類に整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第24条		
	② 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第1号様式	○	
	③ 資産は実在しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第2条第1号	○	
	④ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第1項、 運用上の取扱い7		
	⑤ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第2項、 運用上の取扱い9、 留意事項6	○	
	⑥ 資産について時価評価を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第3項、 運用上の取扱い10、 留意事項12	○	
	⑦ 有価証券の価額について適正に評価しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第5項、 運用上の取扱い8		
	⑧ 棚卸資産について適正に評価しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第6項		
	⑨ 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第7条第1項		
	⑩ 引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。(貸倒引当金、 賞与引当金、退職給付引当金以外)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第7条第2項、 運用上の取扱い11の (1)、(4)		

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
損益計算書	⑪ 債権について貸倒引当金を適正に計上しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第6条第4項、運用上の取扱い11の(2)、留意事項8の(1)		
	⑫ 賞与引当金を適正に計上しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第7条第2項第1号、運用上の取扱い11の(2)、(3)、留意事項8の(2)		
	⑬ 退職給付引当金を適正に計上しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第7条第2項第2号、運用上の取扱い11の(4)、留意事項8の(3)		
	⑭ 純資産は適正に計上されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第13条第2項		
	① 計算書類に整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第1条第2項	○	
	② 損益計算書の様式が会計基準に則しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第2号第1様式、第2様式	○	
	③ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第1条第2項、第2条第4号、運用上の取扱い1	○	

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン	
		はい	いいえ	非該当				
会計帳簿	① 仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第138条第1項、第2項によって準用される一般法人法第120条第1項、会計省令第2条第2号、第5条、第10条、留意事項2の(3)、15	○	Ⅲ-3-(4)-1	
	② 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
附属明細書等	① 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ・ 債権の金額、貸倒引当金の当期末残高、債権の当期末残高 ・ 基金及び代替基金の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第20条、運用上の取扱い14から21まで、別紙1留意事項13の(2)、14	○	Ⅲ-3-(5)-1	
	② 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第20条、運用上の取扱い14から21まで、別紙1留意事項13の(2)、14	○		
	③ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。				会計省令第21条、運用上の取扱い22、別紙2(①)から別紙2(④)まで	○	Ⅲ-3-(5)-2	
	別紙2(①)	固定資産明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
	別紙2(②)	引当金明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
別紙2(③)	資金収支明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	別紙2(④)	社会福祉連携推進業務貸付金(借入金)明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	※ 該当する事由がない場合は、作成の省略可能。							

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
財産目録	④ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第22条から第25条まで、運用上の取扱い28、別紙3	○	Ⅲ-3-(5)-3
	① 財産目録の様式が通知に則しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 財産目録に係る勘定科目と金額が貸借対照表と整合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

4 その他

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
特別の利益供与の禁止	<p>① 社員、理事、監事、職員その他の政令で定める連携推進法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。</p> <p>【政令に規定される特別の利益を与えてはならない関係者の範囲】</p> <p>ア 連携推進法人の社員又は基金の拠出者</p> <p>イ 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>エ アからウまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>オ ウ及びエに掲げる者のほか、ア又はイに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</p> <p>カ アに掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人</p> <p>(イ) 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第132条第2項、令第35条、規則第40条の5	○	Ⅲ-4-(1)-1

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
情報の公表	<p>法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款(定款変更の認可を受けたとき又は定款変更の届出をしたとき) ・ 役員等報酬基準(社員総会の承認を受けたとき又は認定所轄庁に届け出たとき) ・ 計算書類、役員等名簿、法人現況報告書、社会福祉連携推進評議会による評価結果(認定所轄庁に届け出たとき) ・ 社会福祉連携推進方針(社会福祉連携推進認定を受けたとき又は変更に係る認定所轄庁の認定を受けたとき) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第136条第1項、法第144条により準用される法第59条の2、規則第40条の16、認定等通知第4の11	○	Ⅲ-4-(2)-1
登記	<p>登記事項について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般法人法第303条、300条、301条	○ 登記が未手続の場合	Ⅲ-4-(3)-1